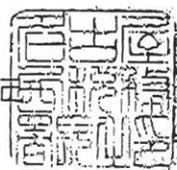


青山 裕二 殿

名古屋西税務署長 井上 克正



酒類販売業免許通知書

平成25年6月3日付で申請のあった北名古屋市九之坪竹田166番1（別紙図面に記載の酒類販売場の位置）の酒類販売業免許については、下記条件を付けて平成25年7月3日付で免許しましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

なお、下記条件は、酒税保全上酒類の需給の均衡を維持するため付けるものです。

記

- 1 販売する酒類の範囲は、輸入酒類に限る。
- 2 酒類の販売方法は、2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象としてカタログ等（インターネット等によるものを含む。）を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により購入の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売で、かつ、酒類の購入申込者が未成年者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限る。